

計画地域と盛土宅地

計画地想定

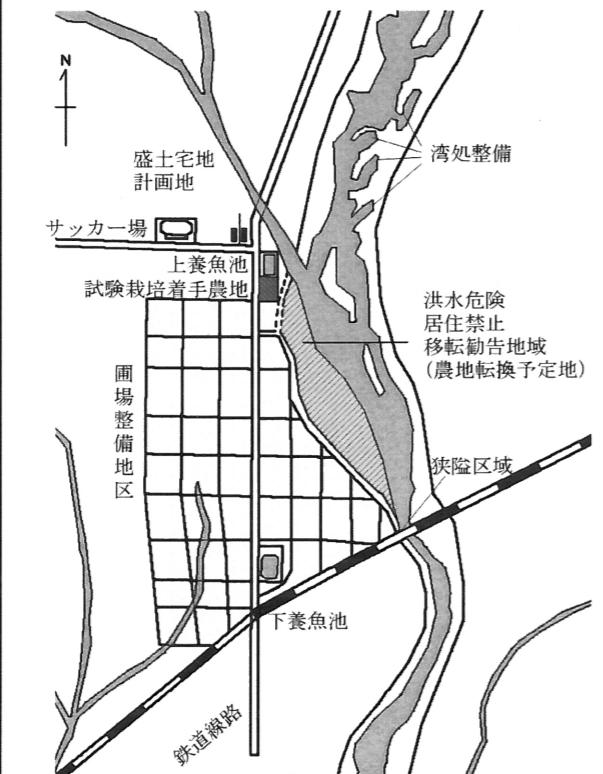
大河川に近い都市と農村の区分があいまいな用途混在地域で地域の性格が弱く取り残された魅力がない地域*aを想定 人口減少とともに空家が増え、今後洪水危険への懸念が強まれば地価が下落する恐れがあり、抜本的な対策を早めに実施しないと放置されてさらに困難な状況になりかねないと想定 大河川狭隘部やや上流、その上流に河川合流部があり、河川の主流がそこ向かって流れてくるため堤防決壊、溢水危険度が高い とくに旧川床でありそこを囲む旧道は元の河川堤防であった最も洪水危険度が高い地域を居住禁止・移転勧告地域に指定する 居住者の移転促進行政*bを実施、その近くでやや上流側の比較的安全な場所を移転先誘導地区に指定

流域地図



し、そこに1.5m高の盛土をして住宅用地を造成する計画である この移転先誘導地区は洪水被害危険度は比較的に低いが大河川から近く50年に1度堤防溢水が発生する場合があると想定して盛土宅地を整備、さらに洪水遊水池を兼ねてサッカーグラント(GL-3m)と附属する湧水貯留槽(地下)を設け、洪水被害を防止する さらに養魚池(上かみ、下しも、2か所、通常時水面高GL-1.5m)を建設、下流にある鉄道線路の浸水を防止する遊水池目的と農地水利調整を兼ねる 洪水危険度が高い地域を、洪水時水没許容土地利用(=農地)に転換、この農地耕作権を取得し

計画区域図



て、自然農法で野菜、大豆、小麦等の自家栽培を実施 将来的には近くの農地全体を自然栽培農産物生産地として整備する(圃場整備地区約200ha)

架空想定地であるが南関東の実際の場所を参考にした 河川敷の活用も想定

盛土宅地区画

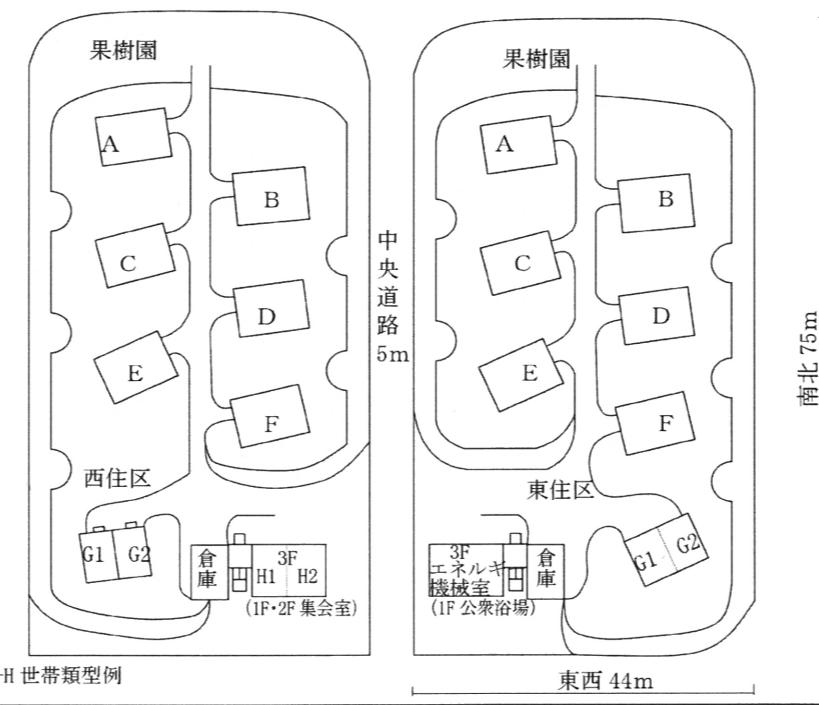
南北75m、東西44m 3300m² 盛土高 1.5m この計画では初期東、西2区画外周部は高0.8m、2.5m巾の低段帶状区域とし崩れにくい形状とする

この帶状地は外側を花壇、内側2列を低木果樹園(例ブルーベリー)として活用する 周囲の土留は3Dプリンターで雌型作成した焼成煉瓦を相互はめ込み式で形成した傾斜壁面とする 内側に三角断面の炭素繊維かごに入れた石を置き下支えするこれを高0.8mの下段部と2.5m内側の高1.5mの上段部と二重構成することで十分な洪水耐力を持たせる 区画の北端、上流部に中段(高1.1m)の果樹園を設け大洪水時の浸食に抗する 盛土用土砂は掘削サッカーフィールド掘削地から持ち込む そこで得た石を外周基礎に用いる

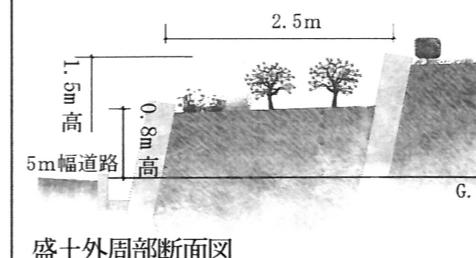
入り口は道路面から15mの斜路、勾配10分の1で1.5m高まで上がる ここに東側7戸に世帯人員26名、西側9戸に28名、計16戸、54名が居住する その延床面積は1723m²、他に集会室、エネルギー機械室、倉庫棟等があり総計床面積2415m²の建物群である

将来的には近くに同様の盛土住区を造成し64戸程度の新集落とする

東西住区 全体図



この住区の居住者は農家でも建築家でもない別の仕事を主に行うものとする 農業経営者は自然栽培に詳しいが最初は上養魚池近くの1haの試験栽培から始めてこの地区での農法を確立するものとする



* a : ドイツ語でZwischenstadt(間にある都市)という概念があるという マイク・ディヴィス「スマートの惑星—都市貧困のグローバル化」明石書店2010

* b : 山梨大調査によると国や県の浸水想定地域に住む人は2015年時点で20年前に比べて4%増、世帯数25%増加している 政府は危険地域に居住しないようにする都市計画法等の改正法案を閣議決定し国会提出している この提案はさらに徹底強化する案 滋賀県は2014年に流域治水推進条例を制定(当時嘉田知事) 指定地区では治水防止地図を住民が参加して作成、200年に1度の大雨で3m以上浸水する地域では新改築時に地盤のかさ上げ、2階建て以上にする等の対策を求める(朝日新聞2020.3.22社説) 放送大学のリスク対策講義でも取り上げられた

東住区 屋根、植栽図

